(ii)　対象被保険者が四人以上七人未満の事業主　二十五万円
(iii)　対象被保険者が七人以上十人未満の事業主　四十万円
(iv)　対象被保険者が十人以上の事業主　六十万円

(6)　前号イ(1)(vi)の措置を講じた事業主　次の(i)から(iv)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額
(i)　対象被保険者が四人未満の事業主　三十万円
(ii)　対象被保険者が四人以上七人未満の事業主　五十万円
(iii)　対象被保険者が七人以上十人未満の事業主　八十万円
(iv)　対象被保険者が十人以上の事業主　百万円

(7)　前号イ(1)(vii)の措置を講じ、その実施に要した費用（人件費を除く。）の全部を負担した事業主　同号イ(1)(vii)の措置の実施に要した費用（人件費を除く。）の二分の一に相当する額又は十万円のいずれか低い額

(8)　前号イ(1)(viii)の措置を講じ、その実施に要した費用（人件費を除く。）の全部を負担した事業主　同号イ(1)(viii)の措置の実施に要した費用（人件費を除く。）の二分の一に相当する額又は十五万円のいずれか低い額

ロ・ハ　（略）

（中途採用等支援助成金）

第百十条の四　中途採用等支援助成金は、中途採用拡大コース奨励金及びUIJターンコース奨励金とする。

2～5　（略）

（削る）

（新設）

（新設）

(ii)　対象被保険者が十人以上の事業主　六十万円（前号イ(1)(iv)の措置を講ずる前の定年又は継続雇用制度において設定した年齢の上限のいずれか高い年齢から、当該措置を講じた後の継続雇用制度において設定した年齢の上限までの年数が四年未満の事業主にあつては、二十万円）

(5)　前号イ(1)(v)の措置を講じた事業主　次の(i)及び(ii)に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額
(i)　対象被保険者が十人未満の事業主　八十万円

（新設）

（新設）

(ii)　対象被保険者が十人以上の事業主　百万円

(6)　前号イ(1)(vi)の措置を講じ、その実施に要した費用（人件費を除く。）の全部を負担した事業主　同号イ(1)(vi)の措置の実施に要した費用（人件費を除く。）の二分の一に相当する額又は十万円（同号イ(1)(vi)の措置を講ずる前の定年又は継続雇用制度において設定した年齢の上限のいずれか高い年齢から、当該措置を講じた後の他社継続雇用制度において設定した年齢の上限までの年数が四年未満の事業主にあつては、五万円）のいずれか低い額

(7)　前号イ(1)(vii)の措置を講じ、その実施に要した費用（人件費を除く。）の全部を負担した事業主　同号イ(1)(vii)の措置の実施に要した費用（人件費を除く。）の二分の一に相当する額又は十五万円のいずれか低い額

ロ・ハ　（略）

（中途採用等支援助成金）

第百十条の四　中途採用等支援助成金は、中途採用拡大コース奨励金、生涯現役起業支援コース奨励金及びUIJターンコース奨励金とする。

2～5　（略）

6　生涯現役起業支援コース奨励金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　次のいずれかに該当する事業主であること。

(1)　次のいずれにも該当する者が代表者である法人を、新たな事業を開始するために設立した事業主であること。

(i)　当該設立の日における年齢が四十歳以上の者であること。

(ii)　当該法人の業務に専ら従事する者であること。

(2)　個人事業主のうち、新たな事業を開始した日における年齢が四十歳以上の者であつて、当該事業に専ら従事するものであること。

ロ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)　法人の設立又は事業の開始（法人による場合を除く。）の日から十二箇月以内に、雇用創出のための募集及び採用並びに教育訓練に関する計画（以下この項において「雇用創出計画」という。）を都道府県労働局長に対して提出し、その認定を受けた事業主であること。